

# 第一経営熊谷事務所ニュース2019年9月号

熊谷事務所運営委員会

## 9月の税務カレンダー

- ☆令和1年7月決算法人の確定申告
- ☆1月決算法人の中間申告(法人・消費)
- ☆8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
・・・9月10日まで納付



### 【税務耳より情報】

《キャッシュレス・消費者還元制度》について

2019年10月1日以降、対象の店舗でキャッシュレス支払いをした消費者には、ポイント(5%または2%)が還元されます。この制度の対象となる中小、小規模事業者は、キャッシュレス決済手続きを確認し、この制度参加のための手続きが必要となります。ポイントの還元期間は、2019年10月1日から2020年6月30日までとなります。

10月1日から消費税税率が10%にアップすることにより、消費者の買い控えを抑えるために導入されました。

対象となる中小・小規模事業者については、原則、業種ごとに定められた要件に該当する事業者が対象となります。例えば、小売業の場合は、資本金の額が5000万円以下または、常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業者です。この制度の活用するために端末機などの設置をした場合には、補助金の対象になる場合もあります。

詳細については、担当者にお問い合わせください。



### 《社労士法人よりお知らせ》

## 社会保険料の控除について

「算定基礎届」の提出後、日本年金機構より決定された標準報酬月額を通知する「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」が届きます。新たな標準報酬月額はその年の9月から翌年8月まで適用されます。給与から控除する保険料は前月分を原則としていますので、実際には10月支給の給与から新たな社会保険料となります。会社によっては、当月分を当月から控除している場合もあります。その場合はその月から控除額を変更して下さい。

この保険料は残業代や出勤した日数等で毎月支給額が変更になっても、原則翌年の8月分迄変更はありません。

## 特定一般教育訓練給付金制度について

令和元年10月1日より、従来の一般教育訓練給付金の中で特に就職の実現・キャリアアップの効果が高い講座(特定一般教育訓練)について、給付率が20%から40%(上限20万円)に引き上げられます。

支給対象となるのは、下記の要件をすべて満たした方になります。

- ①雇用保険の被保険者である方又は被保険者であった方

のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までに1年以内(※)の方

※妊娠、出産、育児、疾病等の理由により教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内

②受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上(初回の場合は1年以上)のある方

③平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から受給開始日前までに3年以上経過している方

なお、講座の受講開始日1ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要です。厚生労働大臣による特定一般教育訓練の指定を受けている講座が対象となります。厚生労働大臣教育訓練講座検索システムで確認できます。

(一部抜粋) 大型自動車一種、第二種免許、中型自動車第一種、第二種免許、普通自動車第二種免許、玉掛・フォークリフト運転、介護職員初任者研修、宅地建物取引士、社会保険労務士、税理士、行政書士、司法書士、弁理士、ファイナンシャルプランニング技能士、自動車整備士、電気主任技術者等

## 《ちょっとランチタイム》

今月のランチのご紹介は、茨城県結城市のカフェ ラファミーユさんです。結城市の住宅街にある素敵なカフェです。(住所: 結城市結城 911-1 電話 0296-21-3559 定休日: 木・第一第三水曜日 営業時間 11:30~22:00)

まるで南仏のレストランに行ったような雰囲気のカフェ・レストランです。敷地内にアンティークの雑貨屋さんもあっておしゃれなスポットとなっています。素敵なレストランですのでイベントなどの貸し切りの日もありますので、事前に確認の電話をし、予約を入れた方が良いかと思えます。関東各所からこのレストランにお客様が見える人気のお店です。

